

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和元年度 第3回 佐渡市地域包括ケア会議
開催日時	令和2年1月16日(木) 14時00分開会 16時15分閉会
場所	金井コミュニティセンター 2階 大会議室
議題	高齢者虐待対応について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<p>参加者 (公務員除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体 11名 (公務員) ・ 新潟県佐渡地域振興局 地域保健課 課長 渡辺奈緒子 ・ 佐渡警察署 生活安全課 生活安全係 係長 村山政俊 ・ 佐渡市消防本部 予防課 課長補佐 小林直樹 ・ 市民生活課 健康推進室 保健係 係長 渡辺桂子 ・ 社会福祉課 障がい福祉係 社会福祉士 清水真実 ・ 中央地域包括支援センター 主任介護支援専門員 後藤信子 <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉課 課長 岩崎洋昭 ・ 地域包括ケア推進室 室長 安達尚美 ・ 地域包括ケア推進係 係長 関口小百合 ・ 中央地域包括支援センター 社会福祉士 小菅宏卓 ・ 中央地域包括支援センター 社会福祉士 神田麻衣子 ・ 中央地域包括支援センター 社会福祉士 土賀恵心 ・ 地域包括ケア推進係 主任 柴原祥二 ・ 地域包括ケア推進係 生活支援コーディネーター 高野康栄 ・ 地域包括ケア推進係 生活支援コーディネーター 大場規夫 ・ 各地域包括支援センター 所長 3名 ・ 各地域包括支援センター 社会福祉士 3名 <p>事務局オブザーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県佐渡地域振興局 地域保健課 保健師 和泉あかね
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 No. 1 「第3回 佐渡市地域包括ケア会議について」 ・ 資料 No. 2 「養護者による高齢者虐待対応の対応手順」 ・ 当日追加資料「佐渡市高齢者虐待対応マニュアルについて」 ・ 資料 No. 3 「佐渡市の高齢者虐待の現状について」

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 No. 4 「令和元年度 虐待予防講演会アンケート集計結果」 ・資料 No. 5-1 「高齢者虐待防止ネットワーク運営推進事業実施要綱（一部抜粋）」 ・資料 No. 5-2 「佐渡地域高齢者虐待防止従事者研修会」 ・資料 No. 6 「模擬事例」 ・資料 No. 7 「事前調査回答一覧」 ・資料 No. 8-1 「見守りチェックシート（訪問用）」 ・資料 No. 8-2 「見守りチェックシート（来所用）」
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
地域包括ケア推進係長	1. 開会
高齢福祉課長	<p>2. あいさつ</p> <p>昨年度の会議で「高齢者虐待対応マニュアル」について、様々ご意見をいただき完成させることができ、大変ありがたかった。</p> <p>虐待のケースは高齢者・子ども・障がいなど様々あり、最悪は命に関わるケースもある。幸い佐渡市はそのようなケースには至っていないが、虐待通報は上がってきており、私共も対応させていただいたケースも多々ある。</p> <p>本日は佐渡市高齢者虐待対応について、現状報告、各地域包括支援センターの対応における課題について、皆様から是非ともお知恵をお借りしたい。それぞれのお立場からご意見をいただき、より良い虐待防止、ネットワークの構築、更には早期発見・早期対応に繋げていきたい。</p>
座長 A 氏	<p>3. 議題『高齢者虐待対応について』</p> <p>平成 29 年度国の調査から、高齢者虐待は年々増加し、介護施設従事者 510 件、在宅 17,078 件。施設従事者による虐待が特に増加しており問題となっている。</p> <p>虐待は身体的・心理的・性的・経済的虐待、ネグレクト等あり、在宅・施設とも身体的虐待が一番多く、心理的虐待・要介護放棄・経済的虐待・性的虐待の順となっている。虐待をしている人は息子が一番多く（独身の息子との 2 人暮らしが一番多い）、その次に</p>

	<p>夫・娘・妻・嫁の順である。</p> <p>身体的虐待やネグレクトは死に繋がる問題で、早期発見・対応をしていかなければならない。</p> <p>全国で虐待に対応している市町村は 83.2%、佐渡市も入っているようだ。</p>
地域包括ケア推進 係主任	(1) 「第3回 佐渡市地域包括ケア会議」について 資料 No. 1 により説明。質疑なし。
中央地域包括支援セ ンター社会福祉士	(2) 佐渡市高齢者虐待対応について 資料 No. 2 により説明。以下、質疑。
委員 B 氏	今の説明でコアな部分が貰った資料にないのでついていけ ず、よく分からなかった。
中央地域包括支援セ ンター社会福祉士	マニュアルの説明をしたが、マニュアルは資料が膨大になる ため今日是用意しなかった。
高齢福祉課長	後日、4つのポイント整理したものを、別途資料として皆様 方に送付させていただきたい。
座長 A 氏	「レベルA」のとき、どの位の時間で解決・措置ができてい るのか。
地域包括ケア推進 室室長	佐渡市の場合、「レベルA」は殆どないが、連絡をいただき、 その日に施設と受け入れ調整を行い入所したケースがあった。 場合によっては、医療機関に一旦入院し、治療をしてから施 設入所となる。そういったケースは1～2週間かかる。
委員 B 氏	「相談」・「通報」・「届出」どこから始まるのが多いのか、実 績の内訳を。
中央地域包括支援セ ンター社会福祉士	特に相談と通報の区別をしっかりと分けしてはいない。
中央地域包括支援セ ンター社会福祉士	(3) 平成 30 年度 実績報告 「佐渡市の高齢者虐待の現状について」 資料 No. 3 により説明。以下、質疑。

座長 A 氏	5 番の「虐待者との関係」は、「被虐待者との関係」ではないか。
中央地域包括支援センター社会福祉士	「被虐待者との関係」が正しい。6 番も同様に「被虐待者への対応」になる。訂正お願いしたい。
座長 A 氏	虐待者で息子の配偶者は全国的に多くないが、佐渡市は目立つ。 通報件数で、「事実確認により虐待と判断した」%が、上がってきている。これは皆の取組み・認識が外に伝わり、虐待に近いものを報告してくれていると受け止めていいのか。
地域包括ケア推進室室長	判断した件数が増えているのは残念だが、反面、相談・通報件数が増えていることで、発見されているのだと分析している。今までは実際には虐待と判断でき得る事例がこちらで把握されていなかっただけで、周知していく中で、地域の皆様にも虐待に関する意識が高まったことにより相談・通報が増えた結果だと思う。
地域保健課長	昨年度、相談・通報を受けている方々の緊急度は。A B C のランク分けがあるようだが。
地域包括ケア推進室室長	本当に緊急度の高い A というものは、殆ど無い。 集計をしておらず数字でお答えできなくて申し訳ない。A は私の記憶では 1 人で、その日のうちに措置をした。A か B か判断に迷うケースもあったが、それもその日のうちに措置をした。後は、B に入るか入らないかの C が殆どで、すぐに措置ではなく、なるべくご自宅にいて解消できる状況かどうか調整しながら対応を進めている。親戚やサービス提供増加で解消できるか実施して、それでもダメな場合に施設入所の働きかけをしている。
中央地域包括支援センター社会福祉士	「令和元年度 虐待予防講演会アンケート集計結果」資料 No. 4 により説明。質疑なし。
地域保健課保健師	「高齢者虐待の対応について（佐渡保健所）」資料 No. 5 により説明。以下、質疑。
座長 A 氏	昨年の介護施設従事者研修会は、どのようなことをされたの

地域保健課保健師	<p>か。</p> <p>施設従事者・支援者向けの研修会なので、施設の中で虐待が起こったときに、どのような対応をするのか、その考え方について研修を行った。</p>
座長 A 氏	<p>佐渡では施設虐待の事例はあるのか。</p>
地域保健課保健師	<p>佐渡では無いと聞いている。</p>
座長 A 氏	<p>アンケート結果を見ると、皆、「活用できる」とある。内容を公にしてみたらありがたい。</p>
地域保健課保健師	<p>講師が所属しているプロジェクトで使用している資料で、許可を得ていないため、今回は添付しなかった。いただいた情報等を検討し、必要があれば許可を取って公にしていきたい。</p>
	<p>(4) 意見交換 ～各事業所等の現場担当者へ虐待対応を浸透させていくための具体的な方法等について～ 資料 No. 6 により説明。</p>
南地域包括支援センター社会福祉士	<p>いつ包括支援センターに相談しますか。</p>
委員 C 氏	<p>痣が確認できた段階で包括に相談すべき。それで家族との関係が悪くなるというのは思い込み。ケアマネの通報は、「心配があるので一緒に訪問する機会を作っていただけますか」という相談。叩いている現場を見たら、その場で通報はすべきだと思う。</p>
西地域包括支援センター社会福祉士	<p>表の事例は、身近に感じるよう金融機関の窓口を想定。裏の事例は、10月の佐渡保健所主催のケアマネ・ヘルパー・介護事業所の職員向け研修の事例を参考に作った。疑った時点で早め早めの連絡をいただければ、小さな事が小さく終わると感じてほしかった。皆様の団体をお願いしたいのは、小さな気づきが虐待防止や次の支援に繋がるので、是非、広げていただきたい。毎年やっている市民向け講演会にも参加を。このネットワークを機会に、そういう事案が生じた場合には、助言や専門的なご意見等、是非、ご協力をお願いしたい。</p>

<p>座長 A 氏</p> <p>東地域包括支援センター社会福祉士</p>	<p>この事例は経済的虐待の面もあり、認知かもしれない。対応はどのようにするのか。</p> <p>郵便局から全く同じような内容で相談・通報が1回あった。すぐ包括職員が行き、別室で本人の話を聞きながら、職員と本人が言っている内容が確認できるのであれば、その場で確認してもらい、事実かどうかの照合のあと、自宅訪問し様子を確認、その後の支援を進めていった。</p> <p>認知症かもしれない事も、もちろんあり、認知症かもしれないが、言っていることは事実かもしれないこともあるので、まずは包括に一報を。包括職員の身が空いていれば、すぐに向かうし、向かえないときは、住所や名前を教えていただき、その後訪問し、話を聞かせていただく。</p>
<p>座長 A 氏</p>	<p>特別に対応はしていない。外来で身体所見が不自然であれば、ケアマネや包括へ連絡をするのが基本的な対応。ただ今まで無く、虐待者がいれば医療の現場に出てこないのが現実だと思う。</p> <p>在宅での経済的・心理的虐待をどう見つけるかは、かなり至難な業。介護やデイサービス等に出ている人は少ないと思う。独身男性の息子と親というパターン、全国的・佐渡も多いはずで、もし虐待をしていたら、それをどうやって察知するかは、多分、親戚や近所等、出入りできる人がキャッチするしかないと思う。発見は非常に難しいが、その位しかないのかな、と我々は感じている。</p>
<p>委員 D 氏</p>	<p>病院で虐待の症例はチラホラ目にしている。そういう方はなかなか退院先が決まらず、長期間入院に至る事は良くある。ここにあるマニュアルやフローは、虐待を発見するためのマニュアルで具体的でなく総論になっている。虐待の原因が、「認知症の周辺症状に対応するもの」「介護が重症による介護者ストレス」「経済的負担」など分析し、それぞれに対応するマニュアルを作っておくと、もうちょっと具体的になると感じた。</p> <p>認知症の方をリハビリすると動けるようになるが、「動けるようになるから動かない方がいい。」と家族が言う場合が多々ある。また徘徊があまりにも困るので薬で調整することもある。そうすると歩けなくなり、「またリハビリをやってくれ。」と来て、そういうことを繰り返している方は非常に多い。</p>

委員 E 氏	<p>認知症でみずほ病院に来る方は、かなり周辺症状が強く出ているケースが多く、家族も精神的に追い詰められている。周辺症状が激しくなると、してはいけないと分かっているにもかかわらず、せざるを得ない。本人に「外に出て行ってはいけないよ。」と言っても守れるわけもなく、ずっと見てもいられず、戸を閉めなければならない。それが周囲から見れば、「あの家は虐待しているのではないか。」と見られてしまうという、葛藤・ジレンマが見られるケースが多々ある。</p> <p>自分も知識が曖昧だった。「ちょっとでもおかしいなと思ったところで、包括に相談してもいいんだ。」と、改めて教えていただいた。根拠や証拠が無いと、「まだこれは連絡するケースではないのかな。」と悩むこともあったが、悩む前にまずは連絡をする、そこから支援の一步が繋がることを教えてもらった。院内でも、今日聞いたことを周知していきたい。知識を持っていても、どこに連絡するか知らないと支援に繋がらない、と教えていただいた。</p>
委員 F 氏	<p>各事業所・法人で活動は行っていると思う。私の法人の取組みは、法人内に虐待防止委員会を設置し年3回開催。マニュアルがあり各事業所で虐待研修やチェックリストを行っている。虐待のチェックリストと人権侵害のチェックリストで、支援の振り返りを毎年行っており、集計結果を検討し、不適切な支援等があれば改善に向け検討をしている。苦情処理体制やヒヤリ・ハットの事例についても毎月検討をしている。</p>
委員 G 氏	<p>資料No.3の高齢者虐待の現状で、原因・理由について集計はないのか。</p>
中央地域包括支援センター社会福祉士	<p>発生要因は厚労省からの調査項目には無く、集計はできていない。</p>
委員 G 氏	<p>まずは原因や理由をはっきり掴んで、そこから考えていかないと対応できないのではないかと。</p> <p>介護を受けている高齢者から介護している側への虐待はないか。</p>
地域包括ケア推進室室長	<p>高齢者虐待は正式には「養護者による高齢者虐待」という定義。虐待されている人が、その人から養護されているかが大前提なので、数字としては無い。ただ、そういう事例は結構あつ</p>

<p>委員 G 氏</p>	<p>て、包括では困難事例として対応している。</p> <p>身体的虐待・精神的虐待等、なぜこうなるのかを考えて、そこから考えていかないと対応できないと思う。</p> <p>まだ介護が必要で無いうちに、任意後見契約や民事信託を活用してもらいたい。</p>
<p>委員 H 氏</p>	<p>前職が包括で、事実確認のため家庭に入るのはとても難しいと経験した。身体的虐待は目で見えるので発見は容易だが、心理的虐待・介護放棄等は難しい面がある。</p> <p>資料No.6のように、親族がいながら「通帳を盗られてしまった。」「自分ではお金がおろせない。」と、認知だから言っているのか、本当なのか。いろんな虐待の中に経済的虐待がかなりの割合で含まれていると思う。親族が年金を使い込む、高齢者がギャンブルをしている、が多々ある。本当ならば親族が成年後見人になるのが一番いいが、年々第3者後見人が増えているのは、そのへんの問題も多く含まれているのではないかと。</p>
<p>委員 I 氏</p>	<p>相談のみで大まかな活動は行っていない。ただ昨年12月24日に厚労省から高齢者虐待について発表があり、新潟県の高齢者施設での虐待が、29年度7人から65人になった。そのうち58人が同一施設案件であり、ほぼ介護放棄・ネグレクトだった。過去にもネグレクトが多かった年があり、認識のズレがかなり多い。佐渡島内事業所から依頼され、高齢者虐待研修を多く行っているが、施設によって認識のズレはかなり多く感じ、事例検討の際に「これって虐待に当てはまるのだ。」という声も聞かれた。</p> <p>高齢者施設は必ず年2回、虐待に関する研修を県の基準で定められているが、研修内容を精査した方がいいのではないかと。年2回のうち1回は外部を呼んで話をする、事例検討で「これは本当に虐待なのか虐待じゃないのか」等、もう少し実のある研修を実施できると良いのではないかと。</p> <p>12月24日のような虐待報道があった際は、島内一斉メールを流す、注意喚起で知らせる等、情報を広めるやり方を工夫していただけると助かるかな、と思う。</p>
<p>委員 B 氏</p>	<p>「地域における見守り活動」、民生児童委員は佐渡島内200人以上が各地域で動いている。高齢者世帯（1人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯）は見ているが、家族と同居だと見守り対象外</p>

	<p>で訪問する理由が無い。ただ1人暮らし高齢者で、島外から急に息子が帰ってきて、「金くれ。」とか、それには気付く可能性はある。非虐待者からの相談や地域の茶の間に話題になるか、そうでもないと思付かないと思う。それが現実だが、そればかり言ってもしょうがない。</p> <p>金井の定例会や佐渡市の理事会で高齢者虐待を話し合ったことは無い。簡易マニュアルを作り、佐渡市民児協の理事会に出してもらえれば、同じ月には各地区の定例会で全員に広まるので1度作ってほしい。A4で3枚位、理事会・定例会通して民生委員に配布できれば注意喚起にはなると思う。</p> <p>私らがやれることは気付いて報告するだけで、それ以上の権限は無い。ですから気付きのチャンス、気付きのためのマニュアルを是非一度作ってほしい。民生委員は素人集団で、善意はあるが専門家や資格者でもなく、あまり高度だと苦しい。でもいつか、是非マニュアルを作って配布できるよう、お願いしたい。</p>
委員C氏	<p>3包括はうちが業務委託を受け運営している。地域の方々が今どんな事に困っていて、どんな事がしたいのか、何をどう援助すればいいのか考え、地域から引っ張ってくる。地域福祉懇談会を毎年各地域で開催、「あそこのおばあちゃんが、最近ちょっと変なんだよね」という情報を、自分達で解決するのではなく、きちんと包括に繋げていく。民生委員を通じ情報を事前にキャッチし、「以前来ていたから地域の茶の間の誰々さんにお話を聞こうか」という人と人との繋がりの中で情報を得るのが凄く大事。</p> <p>支所の相談員・常勤職員が、何時でも相談を受けられるようになっており、いろんな異常を発見し連携していく取組みをしている。発見時、原因が何なのか、それに応じたパイプが必要になってくる。知的障害が原因で介護が上手くいかない、生活困窮等、包括だけでは解決できない部分を他機関と連携し取組んで行く。そんな取組みを社協全体としてやっている。</p>
委員J氏	<p>最近、身体的虐待はすぐに分かるようになっているが、経済的虐待は、なかなか難しい。息子等が高齢者の面倒をみるからと仕事を退職し帰ってきて、退職金があればいいが、お金が無く高齢者の年金を当てに生活する方も多く、そういう所で経済的虐待の発生が多くなっているかと思う。そういうのは表面的にはなかなか出ず、地域に入っているいろいろな話を聞いたり、</p>

	<p>訪問したりした時に、「あの家、少し困っているかな」と話が出てくればいいが、そういう時には出てこない事が多い。民生委員は見回るのは大変だと思うが、地域の皆と協力し、なるべく地域から声が出るような形を自然体で作ってってもらいたい。また、私たちも見落とさないように地域の声を拾っていききたい。</p>
佐渡警察署	<p>資料の補足説明を。Q 1の「行為者と被害者の隔離」は、強制的に隔離するわけではなく、被害者・行為者に親戚や子供の方に避難を促すという意味。</p> <p>虐待事案は組織的な対応ということで厳しく指導している。虐待行為の裏付けができない場合でも市に情報提供している。</p>
地域保健課長	<p>私共の研修は大体 20 名から 30 名の参加であり、全施設の全職員に参加いただけるものではなく、各施設に成果を持ち帰り、きちんとまた施設の中で研修をしていただけるよう、研修の際には周知を図っていききたい。</p> <p>保健所にも申請手続や相談に来所される方も多く、いろいろな面で注意を促しながら対応していければと感じた。</p>
消防本部	<p>高齢者虐待が疑われる場面は、救急搬送時はドクターに話し、包括支援センターに通報する決まりになっている。高齢者防火訪問で身体的な所見があればすぐ分かるが、その他どのポイントで観察すればいいかを専門家から教えていただければ、注目して観察できると思う。</p> <p>佐渡市グループウェアの掲示板等で積極的に発信してもらえれば。担当職員以外の知識は薄いので、何回も繰り返し発信することが必要ではないか。</p> <p>資料No.6、おばあちゃんが相談に来た場合、職務であればすぐに担当へ通報・相談は間違いないが、これが地域の一住民として、近所のおばあちゃんがこんな具合になったら、すぐ地域住民が市役所に通報・相談するかというと、「そこは無いな」と思う。近所の親戚に相談してから等、だいぶ遅くなる感じがする。地域の方々に浸透させるのは非常に難しいが、頑張っって何とかしてやっていただければ。</p>
保健係長	<p>保健師として、虐待をしてしまう若い方がおり、包括と連携しての対応は日々ある。いろんな原因があり、生きづらさ・引きこもり・障がいを持っている・社会的に孤立・アルコールの</p>

	<p>問題等、様々な問題を抱えている方、普通に生活をされていてもあるように思う。8050 問題とか、気になるケースは幾つかあり、そういう人への対応も日々大事にしていかななくてはいけないと感じた。健診や病院に行かず、介護認定も受けていない人数が出せるので、その中で在宅介護支援センターの訪問がない、茶の間に行っていない等、把握が出来ていない人がどの位いるのか。その人たちの把握をどうしていくかが今後の課題。</p> <p>何かあった時・気になった時に、相談しやすい保健師・行政になるには、どうしていったらいいのか。そういう地域づくりをして行かないといけない。特に地域では子供とお年寄りの交流が無く、介護も親が本当に必要になった時に、初めて体験する人も多い現実があり、長い目での予防策を考えなくてはならないと日々感じている。</p> <p>看護協会としては、ここで学んだことをどう伝えていくか。何らかの研修の際に少し PR が出来るが、研修会自体への参加が少なくなっており、市民向けの研修会をしても人数制限があり、どう伝えていくか考えないといけない。でも、こういう所で話題になり横のネットワークが出来るのは、本当にありがたいと思う。</p>
障がい福祉係社会福祉士	<p>障がい者や障がいの疑いのある方の家で面談をし、サービスや医療に繋げるための支援している。その中で親から相談を受けることもあり、虐待を疑われた場合は、早急に包括と連携をとり報告をして行きたい。もし万が一、障がいや精神の症状があるが医療と関わっていないとき、お子さんから暴力を振られていれば、包括と連携をとり虐待者側の支援を行って行きたい。</p>
中央地域包括支援センター職員	<p>資料No. 1 の概要で、「かなり時間が経過してから連絡が入る事業所等があり」とか、資料No. 6 の事例から、ケアマネジャーが抱えてしまい、そこで時間を費やしてしまうことがあるかと思う。ただ、ケアマネジャーが付いてサービスに繋がっている場合は、関係する事業所があるので発見しやすく、直接連絡を事業所から包括に入れてほしい。資料No. 5-2 の虐待防止従事者研修会を今後も継続していただきたい。</p> <p>包括の対応としては、家族・本人等の関係を壊さないような対応が大変重要で、関係を悪化させないように働きかけていくことが必要だと常々感じている。</p>

座長 A 氏	<p>虐待もこれだけ原因があると、多職種の皆がいろんな所から知恵を出し合い、早期対応で少しでも困っている方を助ける必要がある。その為には今日の皆さんの意見をまとめると、かなりいいものが出てくるのではないかと期待される。</p>
地域包括ケア推進 係主任	<p>(5) その他 資料「佐渡市高齢者虐待対応マニュアルについて」を追加配布。</p>
地域包括ケア推進係生活 支援コーディネーター	<p>4. その他 「第2回地域包括ケア会議について」 資料 No. 8-1・8-2 により説明。質疑なし。</p>
地域包括ケア推進 係主任	<p>「第4回地域包括ケア会議について」 3月中旬頃に開催予定。議題について現在未定。</p>
	<p>5. 閉会</p>